

## 機械的補助用具規程 (WA : C2.1B MECHANICAL AIDS REGULATIONS)

[注意] 原文との解釈に相違がある場合は原文を優先する。

### 特定用語の定義

この規程で使用される単語および語句は、憲章および一般定義で定められているものと同義とする。以下のものは次の通りとする。

### 対象競技会

WA、エリア陸連、または各国連盟のいずれかによって開催が認可された競技会を意味し、WA の関連するすべての規程および規則が遵守され、その結果として、世界ランキングポイントが獲得される競技会。  
( <https://www.worldathletics.org/world-rankings/introduction> 及 <https://www.worldathletics.org/world-ranking-rules/basics> 参照)  
さらに、各国連盟が開催を認可した競技会の場合、各国連盟は WA の統計および結果の取扱いの目的に合致するものとして、当該競技会を承認しなければならない。

### 該当者

インテグリティ行動規範 (Integrity Code of Conduct) の規則 1 に該当する個人と団体。

### 申請書

本規程 4.1 に従い、WA に提出される申請書 (WA のウェブサイトから入手可能。審査委員 (Review Officer) からの要求に応じて利用可能)。

### 事務総長 (または事務総長から任命された者)

WA 事務総長または事務総長から任命されたスタッフ。

### 独立した専門家

事務総長 (または事務総長から任命された者) によって随時任命される生体力学 (バイオメカニクス) やその他の適切な資格のある専門家。本規程にもとづいて生じる各種の問題についてテストや検討を行う。

### 跳躍種目

競技規則 (TR) で定義されている走高跳、走幅跳、棒高跳、三段跳。

### マッシュ (MASH)

最大許可身長 (Maximum Allowable Standing Height)。競技者が競技に出場するに際して認められる最大の身長。世界パラ陸上競技連盟 (WPA) の定める公式によって算出する。両下肢欠損症によりパラ陸上競技会に出場する資格があり、競技を行うために両足ともに義足を使用する必要がある者に適用される (この公式は競技者の下肢以外の測定値に基づく)。その競技者はパラ陸上競技の競技クラス T/F61 または T/F62 に出場する。

### 機械的補助用具

(1) 身体に障がいのある競技者が競技会に出場できるようにするために使用する、1 つまたは複数のパッシブ (受動的) 補助義肢用具 (ランニング専用義肢を含む)、または、(2) WA によって機械的補助用具として随時指定される、その他の補助用具または器具。

### 機械的補助用具審査パネル

カウンスルによって任命された委員による委員会。その委任事項に従い本規程に関する申請を受け、申請事項に対する決定を行う。また、カウンスルから随時委任される、その他の役割と責任を果たす。

### 競歩種目

競技規則 (TR) で定義されているものと同じ。

### 本規程

機械的補助用具規程 (the Mechanical Aids Regulations)。随時、修正される。

### 審査委員

本規程に関して生じる問題について WA に代わって行動する WA 事務総長 (または任命された者) から指名されたスタッフ (または更に任命された者) のメンバー。

### 競走種目

競技規則 (TR) で定義されている道路競技種目、トラック競技種目、クロスカンントリー、マウンテン&トレイルレース。

### スタッフ

WA のために、または WA の代理人として仕事をするために雇用されている者、またはその任務に従事し

ている者（特に明記されていない限り、インテグリティユニットで雇用または当該任務に従事している者を含む）。

## 競技規則（TR）

WA 体系：C2.1 に定められている規則。 <https://www.worldathletics.org/about-iaaf/documents/book-of-rules> より入手可能。

## 投てき種目

競技規則（TR）で定義されている円盤投、ハンマー投、やり投、砲丸投。

## ワールドアスレティックスシリーズ大会（WAS 大会）

世界陸上競技選手権、世界室内陸上競技選手権大会、世界リレー、U20 世界陸上競技選手権、世界ロードランニング選手権、世界競歩チーム選手権および世界クロスカントリー選手権大会。

## ワールドパラアスレティックス（WPA・世界パラ陸上競技連盟陸連）

国際パラリンピック委員会によって承認された、パラ陸上競技のための国際連盟。

## 1.概要

- 1.1 WA は陸上競技の世界的なガバナンスと規制を担う国際連盟として、身体的障がいのために機械的補助用具を使用する競技者が、対象競技会へ支障なく参加できるように、WA 憲章 4.1(a)(c)(d)(e)(j) および TR6.3.4 に加えて、以下の義務に基づき、本規程を採用する。
  - 1.1.1 WA は陸上競技スポーツに関与し、以下のことを実現するために、競技と競技規則を確立する必要がある。
    - (a) スポーツの基本的な価値と意義を示し、賛美し、公正で有意義な競技を保証する。
    - (b) 陸上競技の本質を定義し、保護し、特に陸上競技でのパフォーマンス（記録を含む）は、テクノロジーではなく人間の優位性によって達成されることを示す。
    - (c) 参加者の健康と安全を守る。
  - 1.1.2 WA は競技や競技規則はできる限り包括的なものであることが望ましいと考えるが、場合によっては、特定の競技者の資格要件にも影響を与える可能性があることを認識している。
  - 1.1.3 WA はスポーツの基本的な性質、価値、意義を守るために必要な範囲で、身体的障がいのために機械的補助用具を使用する競技者に対して、対象競技会への参加を勧め、促進する。その際には競技会規則（CR）および競技規則（TR）で定められている公平で有意義な競技会の実現を図り（特に競技者への助力の禁止）、競技者の健康と安全を守る。
  - 1.1.4 本規程で確立している機械的補助用具の使用許可（承認）および許可（承認）要件、手続きや条件は、陸上競技の公平性を保証することのみを意図している。そこには機械的補助用具を使用する競技者の尊厳に対するいかなる種類の攻撃といった意図は一切なく、競技者の尊厳とプライバシーを尊重し、守り、障がいを理由とする不適切な差別や汚名を着せることを避けるが最も重要なこととしている。本規程に関連して生じるあらゆる問題は、慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、公正に、一貫性を持って、機密性の高い方法で処理および解決しなければならない。
- 1.2 本規程は 2022 年 3 月 25 日から発効するが、各案件の発生が本規程発効日の前後を問わず、いずれの場合も本規程が適用される。本規程は拘束力があり、競技者、加盟団体、エリア陸連、競技者代理人、加盟団体役職員およびその他すべての該当者によって遵守されなければならない。本規程は関係する科学的、医学的、その他の進歩を考慮して定期的に見直され、WA によって随時修正される可能性がある。修正があれば、WA が修正を公表した際に指定する日付から効力を持つ。
- 1.3 本規程はグローバルに運用し、国際レベルの競技会への参加に関する規則を定めている。このため、国レベルや地域レベルの法令を参照することなく、独立かつ自律的した条文として、更には上述の本規程の意義を守り、推進するという意味で解釈され、適用される。
- 1.4 本規程で予見していない問題が生じた場合、WA は上述の本規程の意義を守り高めていくという考えで対処する。

## 2.本規程の適用

- 2.1 本規程は身体に障がいがある競技者が、対象競技会で機械的補助用具を使用することが許可（承認）されるための手続きを明確化するものである。
- 2.2 機械的補助用具を使用して対象競技会に参加することを希望する競技者は、参加条件として以下のことに同意する。
  - 2.2.1 本規程を完全に遵守すること。
  - 2.2.2 本規程に基づいて任命された 審査委員および機械的補助用具審査パネルに対して、迅速かつ誠実に協力すること。そこには以下の内容を含む。

- a. 規則を遵守していることの競技者自身による評価と、本規程で言及されている適格条件が継続的に遵守されていることをチェックするために、必要とされる全ての情報と証拠を両者に提供すること。
  - b. WA からの要請に基づいて、身体検査およびパフォーマンステスト、MASH 測定値の収集、本規程 4.2.2 および 5.2 に準拠するその他の調査に、完全かつ誠実に参加すること。
- 2.2.3 モナコ公国における個人情報保護およびその他の法令で求められる最大限の範囲で、本規程を効果的に実施し適用するために必要な情報（機密性の高い個人情報を含む）の収集、処理、開示および使用に同意すること。
- 2.2.4 本規程への異議申立および本規程に基づいてなされた決定に対して上訴する場合は、本規程 7 に定められた手続きに従うこと。本規程の定め準じていない裁判所やその他の法廷に訴訟を提起しないこと。
- 2.3 競技者は理由を明示するか否かを問わず、本規程 2.2 に従って行った同意をいつでも取消すことができる。その場合、競技者は本規程 3（3.2.2 を除く）での機械的補助用具の使用許可（承認）取得請求を取り下げたと見なされ、当該競技者が既に機械的補助用具の使用許可（承認）を受けていたとしても、本規程 4 に準拠した対象競技会では、その許可（承認）は自動的に取り消される。
- 2.4 本規程 5.8 に従って WA に情報提供を行うことにより、WA の管轄下におかれる全ての該当する個人及び団体（該当者）は、
- 2.4.1 本規程に拘束され、本規程を完全に遵守する必要がある。特に、正確で完全な情報を提供することが求められているので、悪意を持って、あるいは不適切な目的で情報提供を行わないことも含まれる。
  - 2.4.2 本規程に基づいて任命された審査委員および機械的補助用具審査パネルに対して、迅速かつ誠実に協力しなければならない。
- 2.5 本規程の適用と実施において、各加盟団体は WA に協力し、WA を支援し、本規程 8 に定められた守秘義務を厳守しなければならない。
- 2.6 各加盟団体は、本規程が適用される競技会を除き、加盟団体独自の競技会では、機械的補助用具を使用して参加する競技者の適格性を判断するために、独自の規則を適用する権利がある。尚、誤解がないように付言すれば、国レベルの競技会で加盟団体による独自規則の適用有無は、機械的補助用具を使用する競技者の対象競技会（ワールドランキング対象競技会）の出場資格に、何ら影響をもたらさない。対象競技会の競技者の出場資格は、あくまでも本規程を参照することによってのみ決定される。

### 3. 一般禁止事項および許可（承認）の要件

- 3.1 対象競技会で競技者が機械的補助用具を使用することは、以下の場合に限定される。
- (1) 本規程 4 の手続きに従って、WA によって事前に使用が許可（承認）されている場合、または、
  - (2) 本規程 3.2.2 に従って、許可（承認）されている場合。
- 3.2 許可（承認）のある場合と許可（承認）のない場合
- 3.2.1 競技者が WA から機械的補助用具の使用を許可（承認）されている場合
- a. 競技者は対象競技会で機械的補助用具を使用して競技を行う資格がある。但し、常に本規程 5.2 に従い、本規程 4.3.2 および 3.5 の条件に従う。
  - b. 競技会主催者は、障がいを持つ競技者の結果と他の競技者の結果を同一カテゴリーと一緒に表示する。該当する場合は、WPA クラス分け規則に従った競技者の競技クラスも表記する。当該競技者の記録は、WA の記録対象として有効なものとして扱われる。
- 3.2.2 競技者が申請手続きに従わなかった、本規程 2.3 により競技者が同意を取消した、競技者の申請が承認されなかったことにより、競技者が WA から機械的補助用具の使用を許可（承認）されていない場合
- a. 競技者は WAS 大会およびオリンピック競技大会の陸上競技種目を除く対象競技会で、機械的補助用具を使用して競技をする資格がある。但し、常に本規程 3.5 に従う。
  - b. 競技会主催者は、障がいを持つ競技者の結果と他の競技者の結果を別のカテゴリーに分けて表示する。該当する場合は、WPA クラス分け規則に従った競技者の競技クラスも表記する。当該競技者の記録は、WA の記録対象として無効なものとして扱われる。
- 3.3 本規程 3.4 に従い、対象競技会で競技者が機械的補助用具を使用することを許可（承認）するかどうかを決める際、WA は以下の点を考慮する。
- 3.3.1 機械的補助用具の使用によって、競技者に総合的な競技上の優位性をもたらす可能性があると考えられるかどうか、下記(a)と(b)を比較する。
- (a) 機械的補助用具を使用する競技者が、障がいを持っていることにより機械的補助用具を使用することで達成できるパフォーマンス

(b) 同じ競技者が、障がいを持っていないことによりその機械的補助用具を使用しないで同じ種目で達成できるであろうパフォーマンス。

機械的補助用具が競技者に総合的な競技上の優位性をもたらすと考えられる場合は、その使用を許可（承認）しない。

- 3.3.2 「総合的な競争上の優位性」を考えるにあたっては、機械的補助用具が運動パフォーマンスに与える長所と短所を比較し検討する。機械的補助用具を使用する競技者が総合的な競技上の優位性を持つとは、機械的補助用具の使用を必要としない競技者が持たない（達成できない）優位性を持つということである。
- 3.3.3 WA が競技者に機械的補助用具の使用を許可（承認）しない場合、WA はその機械的補助用具を使用することが競技者に総合的な競技上の優位性を与えると証明する責任がある。その際には、優位性を比較考量することを基準とする。
- 3.4 WA が本規程 3.1 および 4 に従って行われた申請を検討する際には、以下の競技者は、機械的補助用具を使用しても総合的な競技上の優位性は得られないという推定がなされる利益を受ける。
- 3.4.1 両脚または両脚の一部を欠損していて、（WPA の適切な委員によって評価および決定された）MASH 以下で、競走種目や競歩種目や投てき種目で機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。
- 3.4.2 片脚または片脚の一部を欠損していて、競走種目や競歩種目や投てき種目で、または三段跳以外の跳躍種目で機械的補助用具を使用しない（義肢を使用しない）方の脚で踏切を行う場合の、機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。
- 3.4.3 片方または両方の腕、または両腕の一部を欠損していて、競走種目や競歩種目や跳躍種目で機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。
- 3.4.4 片方の腕または片方の腕の一部を欠損していて、競走種目や競歩種目や跳躍種目で、または投てき種目で機械的補助用具を使用しない（義肢を使用しない）方の腕で投てきを行う場合の、機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。
- 総合的な競技上の優位性は得られないという推定は、審査委員の持つ本規程 4.2.2 に定められている裁量や、5.2 で定められている何時でも追加調査ができる権限を制限するものではなく、WA による当該推定への反論（あるいは反論を試みる）ができなかったとしても、関連するいかなる場合においても、WA がその権利を放棄したことにはならない。
- 3.5 誤解がないように付言すれば、
- 3.5.1 競技者が本規程に定められた機械的補助用具の使用許可（承認）で課される義務、即ち、
- 機械的補助用具の使用有無にかかわらず、WA が定める規則に基づき、全ての競技者に適用される他の資格要件
  - （該当する場合は）関係する全期間を通して適用されなければならない、特定の競技会に適用される資格要件や申込基準、その他の要件
- には、影響を与えない。
- 3.5.2 他の全ての規則および規程を遵守することを条件として、競技を行う際に機械的補助用具の使用する必要のない障がいのある競技者（例えば、聴覚障がいのある競技者や部分的に視覚障がいのある競技者）は、対象競技会に先立って本規程に基づいた申請を行う必要はない。障がいのある競技者が出場する場合、審判長は CR18.8 に定められている裁量を行使するかどうかを検討することができる。

## 4.使用許可（承認）の申請手順

### 4.1 許可申請（承認）

- 4.1.1 対象競技会で機械的補助用具の使用許可（承認）を得たいと考える競技者は、申請書と許可（承認）申請に関連する全ての根拠情報を記載した書類を審査委員に提出しなければならない。両下肢が欠損していて、競技を行うために 2 本の義足を使用する必要のある競技者が機械的補助用具の使用許可（承認）申請を行う際には、WA に申請書を提出する前に、該当する WPA パネルが MASH を評価し、決定している必要がある。誤解がないように付言すれば、こうした競技者は、その時点の WPA シーズンに適用される WPA の MASH 評価結果を証明資料として、申請書とともに WA に提出しなければならない。WPA クラス分けマスターリストからの抜粋は、証明書として認められる。
- 4.1.2 申請書は以下の必要書類を添付して提出しなければならない。
- 競技者の障がいを示す証拠。
  - 使用許可（承認）を求める特定の機械的補助用具に関する情報（製造元とモデル、関連する設定状況と特注品で構成された部分を含む）。
  - 使用許可（承認）を求める該当種目情報。

- d. 該当する場合、競技者の MASH および身体の測定値（WPA クラス分けパネルによって測定および計算された値）。
  - e. 該当する場合、機械的補助用具審査パネルでの検討内容に関連すると考えられる、機械的補助用具を使用する競技者に対して実施した生理学的パフォーマンスデータ、およびバイオメカニカルテストのデータ（ならびに、そのデータの分析結果と専門家の意見）。
  - f. 機械的補助用具審査パネルでの検討に関係すると競技者が考える、その他の証拠。
- 4.1.3 競技者には提供する情報が正確かつ完全であることを保証する責任があり、機械的補助用具審査パネルの個別評価に関係するもの全てを提出する。
- 4.1.4 該当する場合、当該競技者を担当する医師から審査委員および機械的補助用具審査パネルに対して、機械的補助用具審査パネルが評価に必要と考えるあらゆる情報を審査委員が満足する形で開示するよう、競技者は適切な同意と免責を与えなければならない。
- 4.1.5 本規程 4.3.4 に常に従い、用具の使用許可（承認）が適切な時期に得られるようにするために、競技者は参加希望の対象競技会の少なくとも 24 週間前に、申請書を審査委員に提出しなければならない。但し、実際には使用許可（承認）決定が簡単に行われ、決定までの時間がとても短い場合がある。その場合には、審査委員はこの申請期限と結果を示す期限を厳格に適用することはない。
- 競技者が特定の競技会に出場することを希望する場合、競技者はその競技会の資格規則をよく理解し、それらの規則に従って有効な資格記録が得られるよう、適切な時期まで用具の使用許可（承認）が下りよう手続きを進めておく必要がある。（尚、使用許可（承認）が下りないこともあるので、本規程 7 による上訴申立に十分な時間が確保されているよう、手続きをすべきである）

#### 4.2 WA による申請の確認と調査

- 4.2.1 審査委員は申請書を受取ったら申請書と添付文書を確認し、必要に応じ競技者および競技者代理人と連絡を取り、明らかな不備を是正するようを通知する。
- 4.2.2 申請内容に応じて、またはその独自の裁量により、審査委員は追加調査と問い合わせを行い、以下の追加の証拠（これらに限定されない）を収集することができる。
- a. WA の他の委員会、ワーキンググループおよび部門、または他の関係者との連絡、調整および助言を得ること。
  - b. 特定の問題について独立した専門家から意見を得ること。
  - c. 独立した専門家にパフォーマンステストと分析を委託すること。
  - d. 競技者から MASH の測定値（WPA クラス分けパネルによって測定および計算された値）を得ること。
- 4.2.3 審査委員が本規程 4.2.2 に従って裁量権を行使し、追加調査と問い合わせを行い、追加の証拠を収集したら、審査委員は機械的補助用具審査パネルに提出し、あわせて審査委員はそのコピーを競技者にも渡す。
- a. 許可（承認）申請に対する WA の勧告。
  - b. 許可（承認）するにあたっての条件（例えば、「特定の種目でのみ使用を認める」「特定モデルのみ（特定ブランドのみ）使用を認める」「特定の機械的補助のみ使用を認める」）。
  - c. 独立した専門家からの証拠等、信頼できる証拠。
  - d. その他の報告書。
  - e. 申請書および申請書に添付された全ての文書。
- これらは申請書の受領後、合理的な範囲で可能な限り迅速に提出する。
- WA は申請を合理的な範囲で可能な限り迅速に処理する必要があることを認識しているが、複雑な問題に関する完全で有効な調査と検討を行うことに妥協してはならない。
- 4.2.4 機械的補助用具審査パネルへの WA の勧告内容が、対象となる機械的補助用具の申請書通りの使用許可（承認）以外のことであった場合、競技者は WA の勧告を受取ってから通常 2 週間以内に、WA の勧告事項に関連するもの（当初の申請日時点では入手できなかった、新たな裏付けとなる証拠も含まれる）を審査委員に提出することができる。審査委員はその提出されたものを機械的補助用具審査パネルに提出する。
- 4.2.5 申請した競技者が本規程 4.2.4 に従って検討に値するものを提出した場合、WA は申請した競技者からの意見書を受取ってから通常 2 週間以内に、WA の勧告事項に関連するもの（当初の申請日時点では入手できなかった、新たな裏付けとなる証拠も含まれる）を機械的補助用具審査パネルに提出することができる。あわせて WA はそのコピーを競技者にも渡す。

#### 4.3 機械的補助用具審査パネルによる申請に対する決定

- 4.3.1 本規程 4.2 で想定している最終勧告または提出物を受取ってから通常 2 週間以内に、機械的補助用具審査パネルは必要とする追加情報（機械的補助用具審査パネルが求める形式等による）を

当事者に要求し、申請書について吟味し、WA と競技者に対して合理的な決定を下す。

- 4.3.2 機械的補助用具審査パネルが競技者による機械的補助用具の使用を許可（承認）する場合、条件を付す場合がある（例えば、「特定の機械的補助用具のみ使用を認める」「特定の種目（種目群）でのみ使用を認める」）。機械的補助用具審査パネルは、競技者による使用を許可（承認）した機械的補助用具の仕様（寸法、ブランド等）や、該当する場合は競技者の MASH、出場する競技会に競技者自らが持参するといった条件を含む、承認内容が確認できる公式文書（証明書等）を発行することができる。
- 4.3.3 機械的補助用具審査パネルの決定は最終的なものであり、全ての関係者がその決定に拘束される。不服な場合は、本規程 7 に従って上訴によってのみ異議を申し立てることができる。
- 4.3.4 機械的補助用具審査パネルは申請された全ての事案について、合理的な範囲で可能な限り迅速に、理想としては本規程 4 に定められた期限内に評価を行う。但し、いかなる場合であっても（特に承認の検討が競技者による申請によるのか、WA による調査によるのかを問わず）、WA または機械的補助用具審査パネルのメンバーは、WA または機械的補助用具審査パネルが評価を完了するまでに要した期間の長さの結果として、競技者または他の誰かが被ったいかなる損害についても責任を負わない。
- 4.4 競技者または審査委員は、本規程 4 に定められた期限の延長を機械的補助用具審査パネルに対して請求することができる。これに対して、機械的補助用具審査パネルは独自の裁量により、期限延長の請求を認めたり拒否したりする。

## 5. 遵守状況（コンプライアンス）の監視／調査

- 5.1 審査委員は競技者の本規程の遵守状況を監視し、通知の有無や、無作為または指名による対象者決定方法を問わず、適切な手段によって競技者の使用する機械的補助用具の検査および評価をいつでも行うことができる。該当する場合、競技者の身長を測定し、MASH 以下で競技しているかについて検査および評価を行うことができる。競技者はこの目的のための全ての合理的な要求に同意すること。
- 5.2 審査委員（または審査委員から任命された者）は本規程 5.1 に加え、対象競技会で適切な資格を持ち承認された役員または審判長に対して、機械的補助用具の検査を行うように、該当する場合には、競技者の身長を測定し MASH 以下で競技しているかについて検査するように指示することができる。
- 5.3 本規程 4.3.2 に従い機械的補助用具審査パネルから使用許可（承認）証明書が発行された競技者は、審査委員または適切な資格を持ち承認された役員または審判長による検査のために、求めに応じていつでも提示できるように証明書を準備しておく必要がある。
- 5.4 競技者が本規程 5.2 による検査または計測で不合格になった場合、または本規程 5.3 による証明書の提示を行わなかった場合、対象競技会では機械的補助用具の使用は認められない。競技者は本規程 3.2.2 に従って対象競技会に限り出場することができるが、WAS 大会またはオリンピック競技大会では競技資格を有さない。
- 5.5 審査委員は本規程および機械的補助用具使用許可（承認）の条件が継続的に遵守されているかを監視する一般的な権限を持つことに加え、以下の点についていつでも調査することができる。
  - 5.5.1 対象競技会で 1 つまたは複数の機械的補助用具を使用している、または使用していると思われる競技者の、補助用具の使用許可（承認）の有無。
  - 5.5.2 以前から本規程によって、1 つまたは複数の機械的補助用具の使用許可（承認）を得ている競技者に対し、（その後の状況、学習、経験等での変化を理由として）更なる情報提供、独立した専門家による性能テストと分析ならびに、機械的補助用具審査パネルによる追加承認の必要性。
  - 5.5.3 本規程および許可（承認）条件に対する潜在的な違反を示す状況。  
これらに該当する場合には、疑義のある競技者はその調査に完全かつ誠実に協力しなければならない。
- 5.6 競技会の公平性および完全性、または競技者の安全を確保するために必要な場合には、WA の代行者として行動する審査委員は暫定的に以下の点を停止（留保）することができる。
  - 5.6.1 当該競技者の WAS 大会やオリンピックへの出場。
  - 5.6.2 当該競技会での当該競技者の結果の扱い。
  - 5.6.3 疑義が解決するまで、当該競技者に対して以前に付与された許可（承認）。  
但し、こうした場合には合理的に実行可能な限り迅速に調査を完了するために、あらゆる合理的な努力が払われる必要がある。こうした暫定的な停止（留保）または許可（承認）の停止に対しては、本規程 7.2.1 に従って上訴申立を行うことができる。
- 5.7 本規程 5.2 に基づいて調査を開始できるのは審査委員のみであり、誠意をもって合理的な理由からの調査のみを行う。例えば、競技者自身から、競技者が所属する加盟団体から、全国レベルの競技

- 会または対象競技会の役員または審判長からの情報を調査する。
- 5.8 全ての個人の尊厳を尊重しなければならない。あらゆる形での虐待や嫌がらせは禁止される。以下に限定されないが、特に、
- 5.8.1 本規程に基づいて検討を行うために審査委員に対して情報提供を行う該当者やその他の個人または団体は、次の厳格な義務を負う。
- 情報が正確かつ完全であることを保証する。
  - 悪意を持っての情報提供、競技者への嫌がらせ行為、汚名を着せること、その他不適切な目的で名声を傷つけることはしない。
- これらの情報は本規程 8 に従い、厳秘に取り扱われる。
- 5.8.2 障がいや理由として汚名を着せたり不適切な差別を行ったりすることは許されない。(これに限定されないが) 特に、競技者の外見や機械的補助用具の使用のみを理由とした迫害や宣伝活動は認められない。そうした行為は本規程の重大な違反と見なされる。
- 5.9 本規程 3.2.2 に基づく場合を除き、競技者が許可(承認)なしに、または許可(承認)条件を逸脱して機械的補助用具を使用し、対象競技会に出場したと判断される場合には、いつでも、取りうる可能性のあるその他の行為が妨げられることなく、審査委員は対象競技会で競技者を失格とすることができる。その競技会の結果に基づいて与えられるメダル、ランキングポイント、賞金、その他の報酬の没収を含む、全ての結果を無効とする。

## 6.懲戒手続

### 6.1 対象

- 6.1.1 競技者が WA の許可(承認)なく、1つまたは複数の機械的補助用具を使用して、対象競技会に出場した場合(本規程 3.2.2 に従っている場合を除く)。
- 6.1.2 WA が機械的補助用具を使用して対象競技会に出場することを承認していた競技者が、WA の使用許可(承認)条件を逸脱し、機械的補助用具を使用して対象競技会に出場した場合(本規程 3.2.2 に従っている場合を除く)。
- 6.1.3 WA から機械的補助用具を使用して対象競技会に出場することが承認され、その競技会への参加資格を放棄していない競技者が、本規程および使用許可(承認)条件が継続的に遵守されているかを判断する審査委員の努力に、完全にかつ誠実に協力しなかった場合。
- 6.1.4 該当者やその他の個人または団体が、競技者による本規程違反や不履行に加担した場合。
- 6.1.5 個人または団体が本規程 5.8 に違反した場合。
- 6.1.6 本規程に関して何らかの違反や不履行があった場合。
- WA は該当者やその他の個人または団体による本規程に違反する可能性について、AIU(Athletics Integrity Unit)に付託することがある。該当者やその他の個人または団体による本規程違反の可能性は、インテグリティ行動規範(the Integrity Code of Conduct)違反に該当する可能性があり、AIU 報告・調査・訴追規則(非ドーピング)に基づき、AIU による調査と起訴や懲罰裁定機関規則に基づく審理の対象となる場合がある。
- 6.2 本規程 6 に従って行われる懲戒手続において、本規程または本規程に基づいて下された決定に対し、競技者は異議申立を行うことはできない。その代わりに本規程 7 に従って、上訴申立または仲裁申立を行うことができる。
- 6.3 本規程 6 に基づく懲戒手続には、案件の状況に応じて課せられる可能性のある処分(制裁)として、以下のものがある(但し、これらに限定はされない)。
- 6.3.1 将来の行動に対する注意、訓告または警告。
- 6.3.2 対象競技会での失格処分。その競技会の結果に基づいて授与されるメダル、ランキングポイント、賞金、その他の報酬の没収を含む、全ての結果の無効。
- 6.3.3 対象競技会への一定期間の参加資格停止。
- 6.3.4 競技者に付与された機械的補助用具使用許可(承認)期間の撤回、一時停止、修正。
- 6.3.5 罰金。
- 6.3.6 違反が加盟団体のナショナルチームの 2 名以上が関係している場合、またはそうしたチームに関係する違反が複数ある場合には、チームおよび加盟団体に対する相応の制裁(例:チームの失格処分、将来の対象競技会への参加資格の一定期間停止、罰金)。

## 7.紛争の解決

- 7.1 本規程の有効性に関する異議は、CAS(スポーツ仲裁裁判所)に対する通常の申立手続きによって、あるいは本規程 7.2 に従って CAS 対して行われる上訴の一部としてのみ行うことができる。
- 7.2 本規程に基づいて下された以下の決定(以下に限る)に関しては、本規程 7 に従って CAS に仲裁申立を行うことができる。

- 7.2.1 競技会への競技者の出場を暫定的に停止する、あるいは本規程 5.6 により競技者に以前に与えた許可(承認)を停止とする審査委員の決定に対して、競技者は上訴することができる。その場合、WA が相手方となる。
- 7.2.2 競技者が機械的補助用具を使用して対象競技会に出場できないとする機械的補助用具審査パネルの決定に対して、競技者は上訴申立を行うことができる。その場合、WA が相手方となる。
- 7.2.3 競技者が機械的補助用具を使用して対象競技会に出場できるとする機械的補助用具審査パネルの決定に対して、WA は上訴申立を行うことができる。その場合、競技者が相手方となる。
- 7.3 こうした異議申立または仲裁申立は英語で行われ、WA 憲章、規則や規程（特に本規程）に準拠しモナコ公国の法律が補助的に適用される。  
これらの WA 規程等とスポーツ仲裁関連 CAS 規則(the CAS Code of Sports-Related Arbitration)間で矛盾がある場合は、WA 規程等が優先する。  
CAS はスポーツ仲裁関連 CAS 規則に従って、異議申立や仲裁申立の内容について審問し、最終的に決定を下す。  
申立を行ったものは上訴陳述書(Statement of Appeal)から 15 日以内に上訴趣意書(Appeal Brief)を提出する必要がある、相手方は上訴趣意書を受取ってから 30 日以内に答弁書を提出する必要がある。  
CAS による決定が出るまでは、CAS が特段の命令をしない限り、異議対象となっている規則または仲裁申立の対象となっている決定は、引続き完全な効力を持つ。
- 7.4 CAS の決定は最終的なものであり、その決定は全ての当事者を拘束する。スイス連邦国国際私法(the Swiss Federal Code on Private International Law) 第 12 条で規定されている場合を除き、いかなる理由であっても、当該決定に対する上訴やその他の異議申立を行う権利はない。

## 8. 守秘義務

- 8.1 本規程に関して生じる全ての案件、特に本規程に基づいて WA に提供される競技者の全情報、実施された検査結果と評価については、常に厳重に取り扱われる。  
競技者に関する全医学的情報とデータは機密性の高い個人情報として取り扱われ、審査委員は常に、適用されるデータ保護およびプライバシー保護に関する法令に従って処理されることを保証する。  
こうした情報は本規程にかかる目的以外で使用するのではなく、以下を除いて第三者に開示されることはない。  
(a)本規程を効果的に適用し施行するにあたり真に開示が必要とされる場合。  
(b)法令によって開示が義務付けられている場合。
- 8.2 WA は関連する一般的な手続き内容や科学的な内容の説明を別とすれば、係争中の特定事案について公式コメントはしない。但し、競技者または競技者代理人の公式コメントへの回答は除く。
- 8.3 機械的補助用具審査パネルの各委員は、パネルの委員としての作業に関連し、適切な利益相反申告書と秘密保持契約書に署名しなければならない。

## 9. 費用

- 9.1 WA が実施する調査とテストの費用および、WA の要請により独立した専門家が行うテストに参加する競技者の本規程を適用し遵守させるために必要な費用は (WA が必要とするテストや分析に参加する競技者の関係者または代表者の旅費および宿泊費を含む)、合意された合理的旅費および宿泊費を除き、関連する競技者が負担する。
- 9.2 機械的補助用具審査パネルの設置に伴う経常費用は WA が負担する。

## 10. 責任制限

- 10.1. いかなる状況においても、WA、機械的補助用具審査パネル委員、WA スタッフ、役員、代表者あるいは本規程の管理に関与するその他の者は、本規程に関連して誠実に行われる行為、あるいは行われない行為に関して、いかなる責任も負わないものとする。